都内社会福祉法人の評議員の状況(令和5年4月1日時点)

- 社会福祉法人現況報告書の「2.当該会計年度の初日における評議員の状況」から、「(2)評議員の現員」を集計しました。
- 都内1,053法人のうち、評議員を7名置く法人が624法人(59%)と最も多く、次いで8名を置く法人が162法人(15%)となっています。
- 事業区分別に分類すると、「その他」の法人(社会福祉協議会等)は、評議員を15名以上置いている割合が高くなっています。

		法人数	評議員 平均値	6名	7名	8名	9名	10名	11名	1 2名	13名	14名	15名以上
全法人		1,053	8.9	13	624	162	91	38	31	11	11	8	64
事業区分別	保育のみ経営	386	7.3	7	310	46	12	5	3	1	1	1	0
	障害のみ経営	195	8.1	1	95	53	22	10	6	0	3	2	3
	介護のみ経営	148	7.7	3	93	23	14	4	8	2	1	0	0
	複数事業を経営	211	8.3	2	106	31	35	15	11	5	3	2	1
	その他	113	18.9	0	20	9	8	4	3	3	3	3	60
収益規模別	5億未満	553	8.6	5	373	80	37	7	8	1	2	3	37
	5億以上10億未満	241	8.8	7	140	44	16	8	9	1	4	2	10
	10億以上20億未満	138	10.1	1	69	23	15	9	6	2	1	0	12
	20億以上30億未満	56	8.8	0	23	9	9	6	3	2	2	0	2
	30億以上	65	10.2	0	19	6	14	8	5	5	2	3	3

(注) 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。